

厚生労働大臣の定める掲示事項

◇当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1、関東信越厚生局 東京事務所への届出に関する事項

◇基本診療料の施設基準

- ・外来感染向上加算の届出
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準の届出
- ・医療情報 DX 推進体制整備加算の届出
- ・外来データ加算の届出

◇特掲診療料の施設基準

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注意 2 に規定する遠隔モニタリング加算の届出

2、届出事項に関する説明

◇当院は患者様の診療報酬請求を行うために下記の施設基準等を届出しています。

◇外来感染向上加算、発熱感者等対応加算

- ・東京都知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。
- ・当院は感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進しています。
- ・当院は受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入を行います。

◇医療情報取得加算

- ・当院はマイナンバーカードが健康保険証として使用でき、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当院は患者様が同意すれば、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

◇医療 DX 推進体制整備加算

- ・当院は初診の患者様に医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います。

◇生活習慣病管理料Ⅱ

- ・当院は生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症)を主病とする患者様に対して、患者様の同意を得て療養計画書を策定し署名を受け、治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行います。
- ・患者様の状態に応じて、28 日以上の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

◇一般処方名加算

・当院は医療薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明いたします。

◇オンライン診療

・病状等によりご自宅での診療が必要な患者様は、医師の判断により自宅で診療が受けられます。初診患者様は受けられません。睡眠薬は処方できません。

3、明細書の発行に関する事項

当院では、患者さまへ医療の透明化や情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

※領収書の再発行はできません。

4、保険外負担に関する事項

◇保険外項目等について（税込み額）（消費税10%）

項目	料金	項目	料金
肺炎球菌予防接種	8,000 円	インフルエンザ予防接種	3,960 円
高齢者肺炎球菌予防接種	市町村規定額	高齢者インフルエンザおよびコロナ予防接種	市町村規定額
带状疱疹（不活化ワクチン）予防接種	1 回 22,000 円	コロナ予防接種	16,500 円
診断書（一般）	3,300	診断書（保険会社用）	5,500 円

※その他の書類については、会計窓口にお声がけ下さい。

医療法人社団 桜春会 平沢クリニック